

2012年11月26日

お客様各位

イオンディライト株式会社  
代表取締役 梅本 和典

お客様へのご報告とお詫び  
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社元社員が一部の管理組合様の財産に損害を与えた不祥事件に関し、2012年11月26日付で、国土交通省関東地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分を受けましたのでご報告申し上げます。

本事件は2009年10月の社内報告により覚知したもので、弊社は慎重かつ詳細に調査を行いその結果を、2010年11月所管監督官庁である国土交通省へ届出後、順次追加報告してまいりました。このたびの監督処分は、この届出た内容に基づくものでございます。

お客様並びに関係各位に対し、係る結果となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

当該管理組合様には、速やかにこの調査結果をご報告するとともにお詫び申し上げ、誠意を持って対応させていただきました。

本件を真摯に受けとめ、コンプライアンス強化並びに従業員への教育等、既に再発防止の取り組みを行っており、より一層、お客様に信頼いただけるサービスの提供に努めて参る所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1 処分年月日

平成24年(2012年) 11月26日

2 処分の内容

指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。

法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。

日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

3 処分理由

管理業務を受託している複数の管理組合において、元社員が管理組合財産を着服し、当該管理組合に損害を与えた。

以上

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分には「指示処分」「業務停止命令処分」及び「登録の取り消し処分」があり、今回弊社が受けた「指示処分」とは、所管監督官庁がマンション管理業者に対して、是正のために必要な指示をすることです。

【お問合せ先】

イオンディライト株式会社 コーポレートコミュニケーション本部

電話 043-351-2563 高橋

受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く